

労働基準法の改正に関する意見書（案）

長時間労働及び過労死が深刻な社会問題となっている。現在、企業は、いわゆる36協定を締結すると、労働者に対し、時間外及び休日に一定の長時間労働を命ずることができるが、特別条項によってその限度時間が形骸化されている。

政府が国会に提出した労働基準法の改正案には、いわゆる高度プロフェッショナル制度の創設が明記されている。この制度は、職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が、高度の専門的知識を要する業務に従事する場合、時間外労働の割増賃金の規定を適用除外とするものである。この制度により、時間外の割増賃金を支払うことなく、長時間労働を労働者に強いることができるようになる。

また、業務遂行の時間配分等を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務に限って適用される裁量労働制が既に導入されており、これには、専門業務型と企画業務型がある。今回、高度プロフェッショナル制度の導入とセットでこの企画業務型の要件を緩和し、対象業務を営業及び管理業務に拡大しようとしている。営業及び管理業務を裁量労働制の対象にすれば、あいまいな適用が広がり、ノルマ達成のため、長時間労働を強いられる労働者が大量に発生しかねない。このため、政府の改正案が成立すると、長時間労働を一層促進することになる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、労働基準法の改正案を見直し、次の事項を導入するよう、強く要請する。

- 1 労働時間の延長の上限規制を法定すること。
- 2 1日の勤務終了時から次の勤務開始時までの間に、最低11時間の休息時間の付与を義務化すること。
- 3 裁量労働制で働く労働者の事業場内及び事業場外の労働時間を把握し、合計時間の制限等を設け、適用要件を厳格化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。